

第三章 公 園

3.1 公園の現状

3.1.1 公園の種別

(1) 公園の種類

練馬区内には、公園、児童遊園、緑地緑道の3種類があります。

- 公園 幼児から大人まで幅広い年代の日常的なレクリエーションを想定し整備する。園路・広場・植栽・休養施設・遊戯施設・便益施設などからなる。
- 児童遊園 主に幼児の利用に供するため整備する。遊戯施設・休養施設などからなる。
- 緑地緑道 樹林地の保全を目的として整備する。

(2) 公園の管理者

東京都と23区の役割分担で、面積が10ha以上の公園は東京都が整備・管理し、10ha未満の公園等は区が整備・管理することとしています。

区内の公園等672箇所のうち、東京都が管理する都立公園は4箇所、練馬区が管理する公園等は668箇所です。

都立・区立をあわせた総面積は、約207.3haです。これは、練馬区の総面積の4.3%にあたります。

練馬区が管理している公園等の面積は、全体の約半分の約101.4haです。

公園等の箇所数は23区で最も多く、特に児童遊園は他区に比べ非常に多い箇所数です。

図表 34 練馬区の公園の現状 平成28年4月1日現在

種類	箇所数	面積 (ha)
都立公園	4 城北中央公園 光が丘公園 石神井公園 大泉中央公園	105.9
区立公園	203	77.1
区立児童遊園	219	9.1
区立緑地緑道等	246	15.2
計	672	207.3
練馬区管理	668	101.4

3.1.2 区立公園の整備の現状

(1) 過去5年間の公園の整備状況と費用

公園整備の手法には、都市計画決定に基づき整備する都市計画公園のほか、地区計画や密集住宅市街地整備促進事業によるものなど、まちづくりの一環で整備するものがあります。

新たな公園を整備するには、用地の確保が欠かせません。公園に適したまとまりのある土地や、保全すべき樹林地・農地など民有地のみどりを、財源を確保して時機を逸することなく取得することが必要です。平成23年度から27年度の5年間には、中村かしわ公園や石神井松の風文化公園など大規模な公園をはじめ、21か所の公園の新設・拡張等を行いました。

公園の整備には、用地取得費や設計等委託料、整備工事費等、様々な費用がかかります。過去5年間に完了した公園整備に要した費用は、総額で約256億円でした。

整備にあたっては、社会資本整備総合交付金や都市計画交付金などの補助金を可能な限り確保するよう努めています。都市計画決定された公園の場合、用地取得費は、補助金および特別区財政調整交付金により財源が全額確保される仕組みとなっています。工事費等については、面積あたりの整備単価が定められており、実際の工事費はそれを上回っています。

図表 35 平成23年度～27年度に整備した主な公園の整備費

公園名	完了年度	面積 (㎡) (全体)	(千円)		
			用地 取得費	設計等 委託料	整備 工事費
中村かしわ公園	平成23年度	14,674.41	8,254,859	20,089	325,878
はるさん公園	平成24年度	1,506.19	748,557	4,893	60,402
石神井松の風文化公園	平成25年度	47,735.24	8,486,369	88,164	939,245
こどもの森緑地	平成26年度	3,043.55	1,214,384	19,752	91,981
西大泉こさくっぱら緑地	平成27年度	7,103.65	1,354,302	12,595	116,502
南大泉四丁目緑地	平成27年度	959.58	291,489	2,927	26,080
四季の香公園改修 (四季の香ローズガーデン)	平成27年度	1,276.50	—	10,722	97,012
高松大門公園 (1)	平成23年度	1,746.08	578,883	5,607	68,951
土支田の森公園 (1)	平成26年度	2,587.46	—	5,502	50,951
北町上宿公園 (2)	平成24年度	735.61	431,474	2,772	390,086

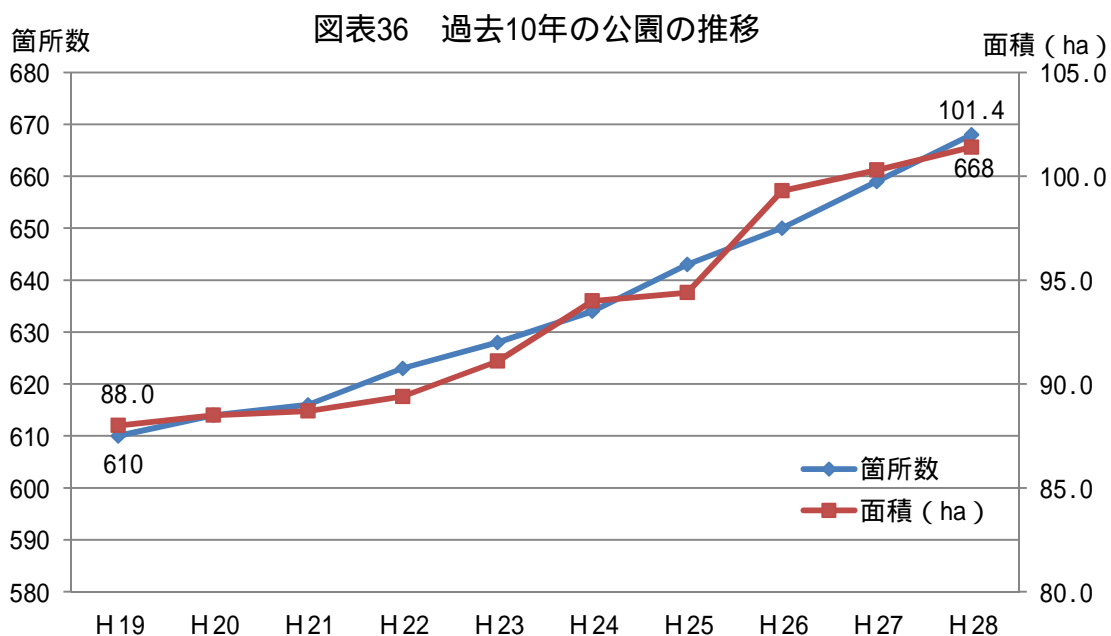
1 地区計画で整備した公園

2 密集住宅市街地整備促進事業で整備した公園

(2) 過去10年の区立公園の推移

区で管理している公園は、平成19年度の610箇所から平成28年度は668箇所となり、10年で58箇所増加しました。また、面積は88.0haから101.4haとなり、10年で13.4ha増加しました。

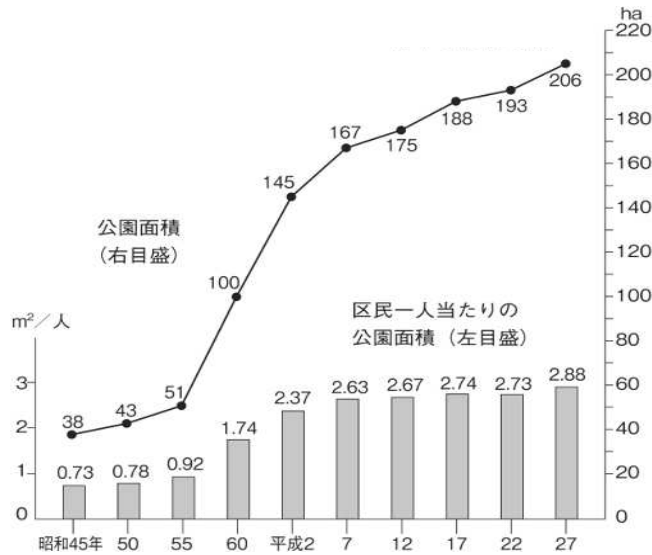
このうち、区が用地を取得し公園を整備したものが24箇所、約12.7haです。そのほか、開発の際に区に提供されたものが34箇所、約0.7haでした。



(3) 区民一人当たりの公園面積の推移

都立公園を含めた区民一人当たりの公園面積は2.88 m²で、この10年間で0.14 m²増加しました。

図表 37 一人当たりの公園面積の推移

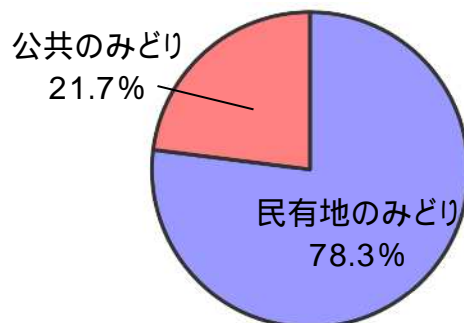


(4) 練馬区のみどりに占める公園の割合

練馬区全体のみどりのうち、屋敷林や農地など私有地のみどりが78.3%を占め、公園のみどりは12.9%です。公共施設などとあわせた公共のみどりは21.7%となっています。

私有地のみどりの多くは、相続などにより恒久的に保全することが困難な状況であり、減少し続けています。みどりを保全するためにも、私有地のみどりを公園の整備により公有地化し、公共のみどりを増やしていく必要があります。

図表 38 緑被率の構成 (平成23年みどりの実態調査結果)



3.2 区立公園の整備の方針

公園の整備については、平成 32 年度までに事業着手する公園を明らかにした「都市計画公園・緑地の整備方針」(平成 23 年に都区市町合同で策定)等に基づき、「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」(平成 27 年度～29 年度)に位置付けた公園の整備を着実に進めます。

(1) 公園用地の確保

公園の整備を進めるため、公園用地の確保に努めていきます。一定規模の土地などの情報を収集し、財源確保を図りながら公園の新規整備や拡張に取り組みます。

(2) 特色ある公園の整備

用地の大きさや地域性を考慮し、地域の皆さんの意見を聞きながら、みどりの保全、スポーツ施設の充実、子どもの自由な遊びの空間など、魅力的で特色のある公園の整備を進めます。

(3) 樹林地や農のある風景の保全

民有の樹林地等で貴重なものは公有地化し、将来にわたって保全します。農の風景育成地区制度を活用し、農地や屋敷林のある風景を保全します。

(4) まちづくりにあわせたみどりのネットワークの形成

都市計画道路等の整備にあわせて街路樹を充実するとともに、まちづくりにより沿道の緑化の促進や緑道の整備に取り組み、快適な都市環境を創出するみどりのネットワークを形成します。

今後 10 年間にかかる公園整備費の試算

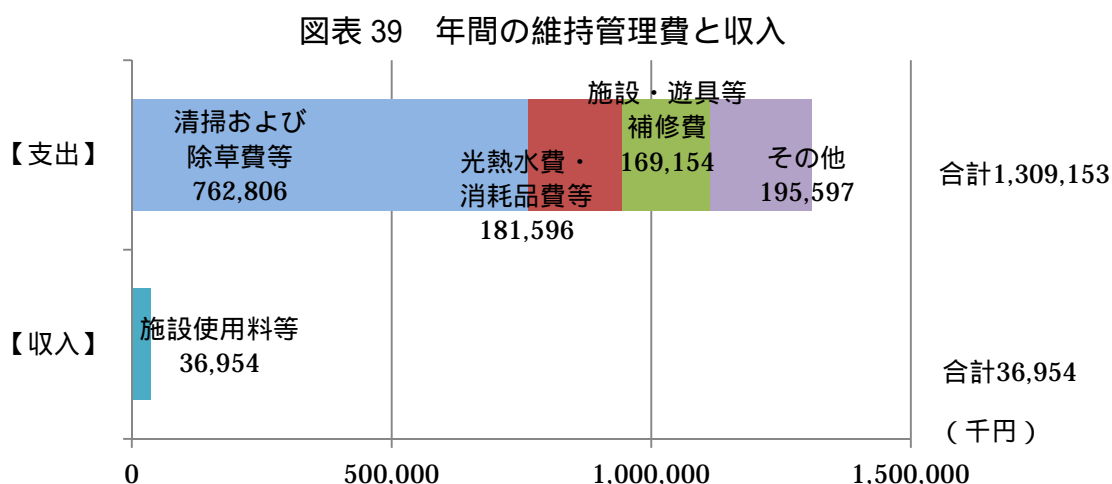
「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」では、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間における具体的な整備にかかる事業費として約 76 億円(年平均 25.3 億円)を見込んでいます。また、過去 5 年間で整備が完了した公園の整備費用の平均額は、年間約 28 億円となります。

公園の新設や拡張にかかる費用は、用地取得の費用など整備箇所により大きく異なりますが、これまでと同様に公園整備が進むと仮定すると、今後 10 年間の費用は、約 240 億円から約 280 億円と試算されます。

3.3 区立公園の維持管理の現状

(1) 維持管理費と収入（平成 23 年度～27 年度平均）

公園の維持管理は、日常の巡回点検や区民からの情報などを通じて、維持管理を行っています。日常的な清掃や除草、管理施設や遊具の補修等をあわせた年間の維持管理費は約 13.1 億円です。一方、収入は施設使用料等約 0.4 億円です。



公園の一部は、指定管理者により管理しています。
公園内の建物施設（花とみどりの相談所等）の管理経費も含んでいます。

(2) 今後 10 年間にかかる維持管理費の試算

公園の維持管理の費用は、今後整備が進めばさらに増加します。また、遊具等の老朽化も進んでおり、適切な維持・更新を行う必要があります。

過去 10 年間と同様に面積が増加すると仮定すると、今後 10 年間にかかる維持管理費用は約 141.1 億円と試算されます。一方、収入はわずかであり、効率的・効果的な維持管理が求められます。

(3) 公園にかかる意見の状況

公園の管理には、地域から様々な声が寄せられています。平成 27 年度に各公園出張所に寄せられた意見の件数は、2,473 件で、その内容は、清掃状況、樹木管理、施設損傷、利用マナーなど多岐にわたっています。

公園の樹木等のみどりには、多くの区民が強い愛着を持っている一方、落ち葉や日照を妨げるなどの課題があります。地域住民の理解と協力を得ながら、管理を行う必要があります。

(4) 地域の住民による管理

区では、地域住民による公園の自主管理を進めています。現在、公園の管理が 27 箇所、花壇の管理が 22 箇所となっています。

3.4 区立公園の維持管理の方針

(1) 区民との協働

公園内の樹木等は、剪定のあり方などを地域の区民と意見交換しながら、自然を活かすことを基本に管理します。

「みどりの区民会議()」での議論を踏まえ、みどりの確保・創出に向けて、公園の花壇づくり、樹木の管理、落ち葉の処理等、区民と役割を分担し、多くの住民が参加しやすい仕組みづくりや地域住民による管理の拡大に取り組みます。

みどりの区民会議：区民の財産である練馬のみどりを守り育てるための方策を区民参加で考え、行動につなげるために平成 28 年 10 月に設置した会議。

(2) 公園機能の安全性の確保

現在、公園の維持管理は、職員により巡回管理しています。今後も定期的に巡回し異常個所がないかなどを点検して必要な修繕を行います。

遊具等は、これまでの事後保全型管理から予防保全型管理に転換することで、損傷が顕在化する前に補修や更新を計画的に実施し、長寿命化を進めます。

「ねりまちレポーター」をはじめ区民からの情報提供も活用し、きめ細かくかつ効率的に公園の維持管理を進めます。